

医療計画作成指針の概要（主な変更点等）

1 医療計画作成指針目次（新旧対照表）

前回指針	今回指針
はじめに	はじめに
第1 医療計画作成の趣旨	第1 医療計画作成の趣旨
第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項	第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項
1 医療計画作成等に係る法定手続	1 医療計画作成等に係る法定手続
2 記載事項	2 記載事項
3 他計画等との関係	3 他計画等との関係
4 医療計画の作成体制の整備	4 医療計画の作成体制の整備
5 医療計画の名称等	5 医療計画の名称等
6 医療計画の期間	6 医療計画の期間
第3 医療計画の内容	第3 医療計画の内容
1 医療計画の基本的な考え方	1 医療計画の基本的な考え方
2 地域の現状	2 地域の現状
3 疾病又は事業ごとの医療連携体制	3 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制
4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療	4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療
<u>5 居宅等における医療</u>	5 医療従事者の確保
6 医療従事者の確保	6 医療の安全の確保
7 医療の安全の確保	7 基準病床数
8 医療提供施設の整備の目標	8 医療提供施設の整備の目標
9 基準病床数	9 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項
10 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項	10 施策 の評価及び見直し
11 <u>事業</u> の評価及び見直し	
第4 医療計画作成の手順等	第4 医療計画作成の手順等
1 医療計画作成手順の概要	1 医療計画作成手順の概要
2 疾病又は事業ごとの医療連携体制構築の手順	2 医療圏の設定方法
3 医療圏の設定方法	3 基準病床数の算定方法
4 基準病床数の算定方法	4 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順
第5 医療計画の推進等	第5 医療計画の推進等
1 医療計画の推進体制	1 医療計画の推進体制
2 医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討	2 医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討
第6 医療計画に係る報告等	第6 医療計画に係る報告等
1 医療計画の厚生労働大臣への報告	1 医療計画の厚生労働大臣への報告
2 医療法第30条の11の規定に基づく勧告の実施状況の報告	2 医療法第30条の11の規定に基づく勧告の実施状況の報告

注1) 箇所については、前回指針からの変更点等を下記2に記載

注2) 「第3 医療計画の内容」については、主な内容を別紙に記載

2 作成指針のポイント（前回指針からの変更点等）

(1) 記載事項

- がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の4疾病に、**新たに精神疾患を追加（5疾病）**
- **居宅等における医療（在宅歯科医療を含む。以下「在宅医療」という。）の医療連携体制に求められる機能の明示**

(2) 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制

- 疾病事業ごとのPDCAサイクルの推進
 - ・ 5疾病・5事業及び在宅医療について、**全都道府県共通の指標**を用い、**医療体制の経年的な比較、医療圏間の比較や医療体制に関する指標間相互の関連性を明確化**
 - ・ 5疾病・5事業及び在宅医療それぞれの**課題を抽出**し、さらに地域の実情に応じて、**評価可能で具体的な数値目標を定めた上で、数値目標を達成するために必要な施策を記載**
 - ・ 目標項目の数値の**年次推移や施策の進捗状況の把握、評価**について、都道府県**医療審議会等により定期的に実施**（1年ごとの実施が望ましい）
- 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
 - ・ 医療連携体制の構築に当たって、**歯科医療が果たす役割**を医療計画に**明示**

5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患

5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）

(3) 医療従事者の確保

- 地域医療対策協議会を開催し、当協議会において決定した具体的な施策を記載するとともに、さらに、その施策に沿って、**医師（臨床研修医を含む。）の地域への定着が図られる**よう、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保を支援する事業等（**地域医療支援センター事業等**）について記載
（各都道府県内の医療機関や地域の医師の充足状況等の調査・分析、医師に対する専門医資格の取得支援や研修機会の提供等のキャリア形成支援 等）

(4) 医療圏の設定方法

- **人口規模が20万人未満の二次医療圏**については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、**流入患者割合が20%未満**であり、**流出患者割合が20%以上**）、**設定の見直しについて検討**
- **設定を変更しない場合、考え方を明記**するとともに、**医療の需給改善に向けた具体的な検討**を実施

3 その他

(1) 精神疾患の医療体制の構築

- 医療計画に定める疾患として新たに精神疾患を追加
- 「精神疾患の医療体制構築に係る指針」を通知
- 都道府県が達成すべき数値目標や施策等を記載し、医療計画の実効性を高める

(2) 在宅医療に係る医療体制の充実強化

- 他の疾患・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を通知
- 都道府県が達成すべき数値目標や施策等を記載し、医療計画の実効性を高める

(3) 災害時における医療体制の見直し

- 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、「災害医療等のあり方に関する検討会」において、今後の災害医療のあり方についての報告書を取りまとめ
- 報告書を踏まえ、「災害時における医療体制の構築に係る指針」に、災害医療体制の構築についてその考え方が示されたもの

1 医療計画の基本的な考え方

都道府県における基本的考え方を記載

- (1) 医療計画作成趣旨、(2) 基本理念、(3) 医療計画の位置付け、(4) 医療計画の期間

2 地域の現状

医療計画の前提と条件となる地域の現状を記載

- (1) 地勢と交通、(2) 人口構造、(3) 人口動態、(4) 住民の健康状況、(5) 住民の受療状況、(6) 医療提供施設の状況

3 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制

- (1) 患者動向や、医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状

5疾病・5事業及び在宅医療について、全都道府県共通の指標を用い、医療体制の経年的な比較、医療圏間の比較や医療体制に関する指標間相互の関連性を明示

- (2) 必要となる医療機能

- (3) 課題、数値目標、数値目標を達成するための必要な施策

5疾病・5事業及び在宅医療それぞれの課題を抽出し、さらに地域の実情に応じて、評価可能で具体的な数値目標を定めた上で、数値目標を達成するために必要な施策を記載

- (4) 原則として、各医療機能を担う医療機関の名称

- (5) 評価・公表方法等

目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施

- (6) 公的医療機関及び社会医療法人の役割

- (7) 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割

歯科口腔保健は、患者の生活の質を維持していく上で基礎的かつ重要な役割 → 歯科医療が果たす役割を医療計画に明示

- (8) 薬局の役割

4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療

5事業以外で都道府県における疾病の発生状況等に照らして、都道府県が特に必要と認める医療について明記

5 医療従事者の確保

地域医療対策協議会を開催し、当協議会において決定した具体的な施策を記載

さらに、地域医療支援センター事業等について記載(各都道府県内の医療機関や地域の医師の充足状況等の調査・分析、医師に対する専門医資格の取得支援や研修機会の提供等のキャリア形成支援等)

6 医療の安全確保

医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標を記載

- (1) 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標(病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごと)

- (2) 医療安全支援センターの現状及び目標

7 基準病床数

医療法施行規則第30条の30に規定する算定式に基づき算定

- (1) 療養病床及び一般病床(二次医療圏ごと)、(2) 精神病床、結核病床及び感染病床(県の区域)、(3) 各区域における入院患者の流出入数の算出、(4) 基準病床数の算定の特例、(5) 都道府県知事の勧告

8 医療提供施設の整備の目標

- (1) 地域医療支援病院の整備の目標

- (2) その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標

9 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項 (※精神保健対策、認知症対策→精神疾患へ)

- (1) 障害保健対策、(2) 結核・感染症対策、(3) 臓器移植対策、(4) 難病対策、(5) 歯科保健医療対策、(6) 血液の確保・適正使用対策、(7) 医薬品等の適正使用対策、(8) 医療に関する情報課、(9) 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組

10 施策の評価及び見直し

- (1) 施策の目標等、(2) 推進体制と役割、(3) 目標の達成に要する期間、(4) 目標を達成するための方策、(5) 評価及び見直し、(6) 進捗状況及び評価結果の広報・周知方法